

## 仕様書

### 1 件名

令和8年度首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業

### 2 事業目的

令和7年10月に文部科学省が公表した「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果において、令和6年度のいじめの認知件数が約77万件、いじめの重大事態の件数が1,404件と過去最多となるなど、いじめ問題は深刻な状況にある。

このような背景を踏まえ、本事業は、令和5年度から令和7年度までの3か年において実施した首長部局を対象とする「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」で得られた成果の普及を行うとともに、これらの成果を参考として、新たに首長部局でいじめ防止対策の取組を進める自治体に対する助言等の支援を実施するものである。あわせて、自治体向けの委託事業として別途実施する「地域全体で取り組む子どもの悩み相談モデル事業」に参画する地方公共団体（以下「実証団体」という。）に対する専門的見地からの伴走支援等を実施する。

本事業を通じて、全国の首長部局に対し、いじめ防止の観点からの教育と福祉の連携や、学校外の取組による第三者性の確保など、地域におけるいじめ防止の体制整備の推進に寄与することを目的とする。

### 3 事業概要

本事業は、子ども家庭庁との連携の下、本事業を受託した民間事業者において、子ども家庭庁から提供を受けた「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に係る成果を取りまとめた資料（以下「成果普及関連資料」という。）等を基に、いじめ防止対策に取り組む自治体の体制構築への支援等を実施するものである。

あわせて、今後実施する予定の「地域全体で取り組む子どもの悩み相談モデル事業」に参画する実証団体に対する伴走支援や事業全体を通じた効果検証のほか、当該実証団体と協力・連携の下、いじめの未然防止や重大事態化の防止に資する取組についても実施する。

### 4 事業の委託先

いじめ防止対策に関する専門的かつ高度な知見や、いじめ以外の学校関係の多様な悩み（不登校や自殺企図等）に関して幅広い知見を有する民間事業者

## 5 業務内容

受注者は、以下の(1)から(6)までの業務を行う。

なお、受注者は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」などのいじめに関する動向を把握した上で、いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月文部科学大臣決定（平成29年3月最終改定））及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省（令和6年8月改訂））など、既存のいじめ防止対策について高度な知見を有することが必要であること。また、実証団体の伴走支援に当たり、いじめ以外の学校関係の多様な悩み（不登校や自殺企図等）に関する知見を有することも必要であること。

### (1) 事業実施計画の作成

受注者は、以下の(2)から(5)までの業務を行うに当たり、業務内容、実施体制、検証内容・方法、スケジュール、連絡体制の管理等について記載した事業実施計画を策定し、こども家庭庁の承認を得ること。

なお、事業実施計画は、入札時の提出書類である技術等提案書（様式自由）の修正等を踏まえて作成すること。

また、事業実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに改訂計画を策定し、こども家庭庁の承認を得ること。

### (2) 首長部局によるいじめ防止体制構築への支援

受注者は、こども家庭庁から提供される成果普及関連資料や受託者が専門的見地から独自に作成した資料等を活用し、全国の首長部局を対象としたいじめ防止対策の体制構築に資する普及啓発や、首長部局職員等を対象としたいじめ防止に関する専門性向上に資する研修、首長部局における組織整備につながる助言等の支援を実施する。

#### （研修例）

- ア いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針及び  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に関する知識
- イ いじめの状況（いじめの認知件数や重大事態件数など）
- ウ いじめの要因や背景に関する知識
- エ いじめの相談から解消に関与する際のフロー及び相談支援スキル
- オ 教育委員会等や関係機関との情報共有及び連携の在り方
- カ 地域におけるいじめ防止対策

### (3) 実証団体への伴走支援

受注者は、実証団体による事業への専門的助言及び効果検証に係る助言・支援を行うこと。また、実証団体が事業実施計画を作成又は変更する際に、こども家庭庁と協議しつつ、必要に応じて助言を行うことができる。その際は、開発・実証業務の効率化やエビデンスに基づく検証を行う

ことができるよう留意すること。

(4) 実証団体の開発・実証の効果検証

受注者は、以下の項目について、実証団体の事業実施計画を踏まえた検証内容・方法を策定し、こども家庭庁の承認を得た上で検証すること。また、実証団体における事業の検証結果を取りまとめ、地域の実情も踏まえて活用可能な取組や課題等について検証した報告書を作成すること。さらに、実証団体の開発・実証状況を踏まえ、こども家庭庁と協議の上で、必要に応じて成果普及関連資料の改訂を行うこと。

ア 開発・実証事業の検証

- (ア) いじめの相談から解消まで関与する手法
- (イ) ICT等の活用など、いじめ防止対策における効果的な手法
- (ウ) 悩みを持つこどもとの接点構築の体系的整理
- (エ) 関係機関とのネットワーク構築による支援の効果検証

イ 開発・実証事業の成果・検証を踏まえた全国的な展開方策の作成

上記アの検証を踏まえ、全国的な展開をするための方策や課題を、実証団体と協議を行いつつ作成すること。

(5) いじめの未然防止・重大事態化を防ぐ取組

こども家庭庁と文部科学省において作成した「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」及び「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」等を活用し、実証団体との連携・協力の下、地域におけるいじめの未然防止や重大事態化の防止に資する取組を実施すること。

(6) こども家庭庁又は実証団体とのミーティングへの参画

事業全体の運営・進捗管理・意思決定等のためにこども家庭庁が主催するミーティング（原則オンライン）に参画すること。また、実証団体への専門的助言等を行うため、月1回程度、実証団体とミーティング（原則オンライン）を行うこと。その際、こども家庭庁から事業に関して意見する場合もある。

6 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7 業務スケジュール（予定）

※令和8年4月頃までに実証団体と契約締結予定

（年度途中の追加公募により実証団体を追加する場合も有り）

令和8年4月 事業実施計画作成及び実証団体の事業計画への助言

5月～ 実証団体の開発・実証業務への助言・支援

令和9年2月中旬～ 実証団体の開発・実証結果の取りまとめ

3月 実施完了（廃止等）報告書の提出

※詳細は、受注者の提案を踏まえ、こども家庭庁が決定。

## 8 成果物

受注者は、成果物を日本語により作成の上、以下のとおり、電子媒体（メールによるデータ送付やDVD-R等）で納入すること。

- (1) 納入のファイル形式は、「Microsoft Word 2013」、「Microsoft Excel 2013」、「Microsoft Power Point 2013」、「PDF 1.7」等で参照・編集可能な形式であること。ただし、こども家庭庁が他の形式による提出を求める場合には、協議の上、これに応じること。
- (2) 納入に当たっては、事前に最新のウイルス定義パターンによる検疫を必ず実施すること。
- (3) 成果物は、図表を用いるなど、読みやすいものとすること。また、こども家庭庁が、成果物内のデータを別用途に流用できるよう、図表等の元データも併せて納入すること。なお、作成の際、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。
- (4) 特別なツールを使用する場合は、ツールも併せて納入すること。なお、特別のツールを使用する場合は、事前にこども家庭庁と協議し、承認を得ること。
- (5) 電子媒体は、Windows2013以降のOSで操作可能のこと。
- (6) こども家庭庁は、成果物の全部又は一部をホームページに掲載することができるものとする。受注者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。
- (7) 成果物としてこども家庭庁に納入した電子媒体を正しく読み込むことができない場合や、その他不適当な入力が発見された場合には、正しく読み込めるよう入力し直すなど、補修すること。また、成果物に誤訳、誤字、落丁等の不備が見つかった場合は、追加料金を請求することなく、速やかに対応すること。
- (8) 成果物の詳細及び編集方法については、こども家庭庁と別途協議の上、決定すること。
- (9) 成果物を納入するための媒体（DVD-R等）については、受注者において用意すること。

| 項目番号 | 成果物              | 成果物の内容                        | 納入期限                                 | 納品数 |
|------|------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 1    | 事業実施計画           | 本事業を期限までに確実に実施するための計画書        | 令和8年<br>5月末まで<br><br>令和9年<br>3月31日まで | 1   |
| 2    | 研修コンテンツ          | 上記5(2)で実施した研修コンテンツ（資料、動画等）    |                                      |     |
| 3    | 普及啓発に関する作成資料     | 上記5(2)に関連して独自に作成した自治体への普及啓発資料 |                                      |     |
| 4    | 実証団体の開発・実証の効果検証等 | 上記5(4)の検証結果、考察、課題等を取りまとめた報告書  |                                      |     |
| 5    | 実施完了（廃止等）報告書     | 本事業の検証結果、考察、課題等を取りまとめた報告書     |                                      |     |

9 成果物の納入場所  
こども家庭庁支援局総務課

10 技術等提案の遵守  
本件は、一般競争入札・総合評価落札方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

- 11 業務実施の条件
- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、この仕様書に定める事項を確実に履行すること。
  - (2) 受注者は、不測の事態により、上記7など本仕様書に示した期日までに業務を終了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨をこども家庭庁に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、業務が困難になった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復すること。
  - (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務管理者を選任し、こども家庭庁へ届け出るものとする。なお、本業務を遂行するために必要な能力・経験を有し、かつ、以下に掲げる能力を有する自社の者を選任するものとし、補助体制を除いて3名程度（うち業務管理者1名）で実施する体制とする。
    - ア 地方公共団体や企業で利用可能な業務資料等を特段の指摘なく作成できる者
      - イ 上記8など、本仕様書に示した納期を遵守できる者
  - (4) 本業務では、実証団体に対し、いじめ防止対策に関する高度な助言やいじめ以外の学校関係の多様な悩みに関する首長部局での取組等の効果検証を行うことから、次に掲げる項目を全て満たす者を、少なくとも1名参画させ

ること。

- ・ いじめに関する知見（いじめに関する調査研究に過去5年間で2回以上従事した者又はこれに準じた知見を有する者）を有すること
  - ・ いじめ以外の学校関係の多様な悩みに関する知見（例として不登校や自殺企図等に関する調査研究に過去5年間で1回以上従事した者又はこれに準じた知見を有する者）を有すること
  - ・ 本業務において助言・支援した内容について、知識のない者に対しても平易な表現で説明できること
  - ・ 業務において、議論の内容を主導するなど主体性及びリーダーシップを発揮することができること
- (5) 受注者は、本業務を履行するに当たり、疑義が生じた場合には、こども家庭庁と協議すること。この場合、こども家庭庁の指示に従い、議事録（Wordファイル・電子データ、打合せ時の内容を網羅していること）を作成し、速やかに提出すること。
- (6) 受注者は、プライバシーマーク、ISO27001、JIS-Q15001又はこれらと同等と認められる資格等を有していること。
- (7) 次年度に同種の事業を実施することが生じた場合、事業内容に関する引継を遺漏なく実施すること。その際、必ずこども家庭庁の立ち会いの下、実施すること。

## 12 委託費

委託費は、本業務の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。

本事業の経費対象として想定する費用は、別紙「委託要綱」に定めるものとする。なお、定めのない経費でも認められる場合があるので、その際はこども家庭庁に相談すること。

## 13 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、契約書別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の漏洩防止に万全を期すこと。
- (3) 受注者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (4) この項目について受注者は、契約期間の終了後においても同様とする。

## 14 著作権等

- (1) 本業務の遂行により収集した情報及び生じた著作物、発明、ノウハウ、アイディア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法（明治32年法律第39号）第27条及び28条に定められた権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、全てこども家庭庁に譲渡するものとする。ただし、受注者又は第三者が本契約前から保有していた知的財産権及び汎用的な利用が可能な知的財産権は、この限りではない。
- (2) 納入成果物に第三者が権利を有する知的財産権が含まれている場合は、こども家庭庁が特に使用を指示した場合には、受注者は当該知的財産権の使用に必要な使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。この場合、受注者は、当該契約等の内容について、事前にこども家庭庁の承認を得ることとし、こども家庭庁は、既存知的財産権について、当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らこども家庭庁の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 本業務において発生する全ての著作者人格権を行使しないこと、また、第三者をして行使しないものとする。

## 15 契約不適合の責任

- (1) こども家庭庁は、納入した成果物が本契約の内容に適合しないものである場合、受注者に対し、その修補、代替物、又は不足分の提供による履行の追完を請求することができる。なお、受注者は、如何なる場合であっても、こども家庭庁の選択と異なる方法での履行の追完をする場合は、こども家庭庁の承諾を得るものとする。
- (2) 上記(1)の場合において、こども家庭庁が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、こども家庭庁はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる場合には、こども家庭庁は、受注者に対して上記(1)に定める履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができるものとする。
  - ア 履行の追完が不能であるとき。
  - イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ウ 本契約の性質又は仕様書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - エ 上記ア、イ及びウに掲げる場合のほか、こども家庭庁が上記(2)の催告

- をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の規定は、こども家庭庁の受注者に対する損害賠償請求及び解除権の行使を妨げないものとする。
- (5) 本契約において、受注者がこども家庭庁に納入した成果物が仕様書等の内容に適合しない場合については、こども家庭庁が引き渡しを受けたときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できないものとする。ただし、受注者が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。
- (6) 上記(1)に定める履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

## 16 検査

- (1) こども家庭庁又はこども家庭庁が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、納入された成果物を受理した日から起算して10日以内に、こども家庭庁の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。
- (2) こども家庭庁は、上記(1)の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受注者に対し、その結果を通知するものとする。
- (3) 受注者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- (4) 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- (5) こども家庭庁は、上記(1)から(4)までに定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、こども家庭庁は、適宜の方法により受注者にその旨通知するものとする。
- なお、第三者への委託の費用は、こども家庭庁の負担とする。

## 17 再委託

- (1) 受注者は、原則本契約を第三者に再委託（本契約の全部又は一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であつて、こども家庭庁の指定する様式にて申請し、その承認を得た場合又は軽微な再委託としてこども家庭庁が示した基準に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 受注者は、再委託する場合には、受注者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先に義務を負わせるとともに、再委託先に対し、再々委託先等（再々委託先及びそれ以下の委託先をいう。また、再委託先及び再々委託先等を総称して再委託先等という。以下、同じ）との全ての委託関係において、本契約を遵守するために必要な事項について義務を負わせるもの

とする。

- (3) 受注者は、再委託先等の行為についてこども家庭庁に対して全ての責任を負うものとし、本契約終了後も有効に存続するものとする。

## 18 その他

- (1) 本事業に係る全ての経費は、契約金額内で支払われるものとする。
- (2) 契約締結後、本仕様書に従わないと認められる場合には契約を解除する。  
その場合、解約までに要した経費その他の費用は負担しない。また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を執ることがある。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めの無い事項で本事業の遂行に必要な業務等がある場合には、こども家庭庁と協議の上、その指示（書面、電子メール及び口頭等による）に従うこと。口頭で指示した場合には、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。なお、指示内容は本仕様書の記載事項とみなし、その内容により新たに経費が発生する場合は、こども家庭庁と受注者の間で協議の上、決定する。
- (4) 本事業の実施に当たり、仕様内容の単価、員数等に大幅な変更が生じた場合は、こども家庭庁及び受注者は、減額等による契約変更を行う。
- (5) 本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律65号）第9条第1項に基づく「こども家庭庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（令和5年4月1日こども家庭庁訓令第35号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

## 19 本仕様書の照会先

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

メール shien.chiikishien@cfa.go.jp

電話 03-6862-0367